

阪神支部全国区代議員(評議員)候補者、 地方区代議員(代議員)候補者の選出方法

(総則)

1. 阪神支部をA, B, C 3つのブロック(選挙区)に分割しそれぞれ幹事校グループをおく。具体的なブロック、幹事校グループは細則に定める。
2. 各ブロックの定数として、全国区代議員(評議員)候補者1、地方区代議員(代議員)候補者2をおく。
3. これらの候補者の選出は、いずれも各ブロックの正会員の投票（全国区代議員(評議員)候補者は単記投票、地方区代議員(代議員)候補者は2名連記投票）による。また、いずれの投票においても同一得票数については年少者を優先させる。
4. 次年度に対し、毎年各ブロックの幹事校グループは、次期全国区代議員(評議員)候補者への立候補者1名、次期地方区代議員(代議員)候補者への立候補者2名の計3名を推薦する義務を負う。ただし、これら立候補者が幹事校グループのメンバーに偏りすぎぬよう配慮する。
5. 前項とは別に、各ブロックの正会員による立候補者の推薦も、自薦他薦を問わず可能。ただし、その場合には同ブロックの正会員8名以上の連名の推薦書(署名捺印のこと)が必要。
6. ブロックにおいて、次期全国区代議員(評議員)立候補者が1名のみの場合や次期地方区代議員(代議員)立候補者が2名のみの場合には、それぞれ無投票にはせず信任投票を行う。また、不信任の場合に、替わりの立候補者が適切に選べるように細則に定める。
7. 阪神支部選出の全国区代議員(評議員)、地方区代議員(代議員)とともに、いずれも再選は妨げないが、連續年度にわたる場合は、最長2期までとする。1期は原則1年であるが、詳細は細則に定める。
8. 総則、細則ともに、著しい不具合が生じた場合には、阪神支部選出の全国区代議員(評議員)が中心となって、すみやかに是正変更する。

(細則)

1. 会員数に基づいて、阪神支部の会員全体を、次の3ブロック(選挙区)に分ける。
 - Aブロック：兵庫県、大阪教育大学
 - Bブロック：大阪大学、K、和歌山県
 - Cブロック：大阪府のうち大阪教育大学、K、大阪大学、の3つを除いたもの
ただし、上記のKは、大阪府のうち、関西大学、高等専門学校・専門学校、高等学校、中学校、会社、官庁・公共機関の関係者を指す。
2. また各ブロックに、次の幹事大学を置く。
 - Aブロック：神戸大学、大阪教育大学
 - Bブロック：大阪大学
 - Cブロック：大阪市立大学、大阪府立大学
3. 各ブロックでは、毎年同ブロック選出の全国区代議員(評議員)が選挙管理委員長となつて、次期全国区代議員(評議員)候補者・次期地方区代議員(代議員)候補者選出のためのブロック内選挙管理委員会を6月1日に発足させる。選挙管理委員長は、選挙日程の設定、選挙の告示、立候補者の推薦受付、立候補者氏名の公表など、(数学通信なども活用して)選挙に必要な措置をとる義務を負う。
4. 各ブロックにおいて、上記総則第3項の立候補者は、同第4項または同第5項の推薦を選挙管理委員長が立候補受付期間に受理することによってのみ行われる。
5. 上記総則第5項において、1つの推薦書によって、次期全国区代議員(評議員)候補者への立候補者1名と次期地方区代議員(代議員)候補者への立候補者2名の計3名まで(あるいはそれらの1部)を推薦できる。ただし、1人の正会員が2つ以上の推薦書に名を連ねたときは、その会員の推薦は無効とする。
6. 同一人物が、次期全国区代議員(評議員)候補者への立候補者と次期地方区代議員(代議員)候補者への立候補者への両方に推薦された場合には、その被推薦者は、両方に立候補できず、少なくとも片一方の立候補を辞退せねばならない。
7. 上記総則第6項の信任投票は、各立候補者ごとに行う。ただし、正会員が立候補者に不信任票を投じる場合に同時に、その立候補者に替わるべき者を1名記入せねばならない。不信任が有効投票総数の半数に達した場合、替わりに書き込まれた人の中で最多記入数を得たものが立候補者に替わって選ばれる。ただし、同一記入数については年少者を優先させ、辞退者がでた場合には次点者を順次繰り上げていく。
8. 上記総則第7項について、全国区代議員(評議員)や地方区代議員(代議員)を、年度の途中でやめた場合や補充で勤めた場合にも、その年度に関しては1期とみなす。
9. 阪神支部選出の連絡責任評議員は、一般社団法人日本数学会選挙管理規則第5条の2に従い、上記の方法で選ばれた阪神支部の次期全国区代議員(評議員)候補者3名を、11月上旬の定められた日までに全国区代議員選挙管理委員会に通知する。

10. 阪神支部選出の連絡責任評議員は、一般社団法人日本数学会選挙管理規則第11条の2に従い、上記の方法で選ばれた阪神支部の次期地方区代議員(代議員)候補者6名を、1月の定められた日までに地方区代議員選挙管理委員会に通知する。
11. (選挙管理委員会に通知する以前の場合も含め)選挙で決定した次期全国区代議員(評議員)候補者または次期地方区代議員(代議員)候補者が死亡するなど、不測の事態に陥った場合には、当該ブロックの幹事大学グループは責任をもってそれに対処する義務を負う。